

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務の委託について

自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、「宿泊療養・自宅療養に関する留意事項等について」（令和 2 年 4 月 1 0 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、保健所等の業務負担軽減を図るとともに、医学的知見に基づいた対応を行うため、例えば、都道府県医師会等の都道府県単位の関係団体とも連携しつつ、地域の医師会や医療機関等へ協力を求め、又は、業務を委託することなどを積極的に検討することが重要であることをお示ししたところです。

今般、都道府県、保健所設置市及び特別区が、自宅療養を行う軽症者等や自宅待機中の患者等に対するフォローアップ業務を委託する際の参考資料として、別添のとおり契約書のひな型を作成したので、適宜修正の上、活用してください。

なお、委託に際しては、委託先に対し下記の 1 に掲げる事項のほか委託先が事業を円滑に実施するために必要となる情報を提供し、委託先において業務が滞りなく行われるよう支援することが必要となります。また、委託先からは、下記の 2 に掲げる事項のほか患者の健康状態を把握するために必要な事項の報告を求め、患者の症状の急変時等に適切な対応を実施できる体制の確保をお願いします。なお、下記の 2 に掲げる事項は、主に患者からの相談を受けたときに報告を求める事項であり、定期的な健康状態の把握によって報告を求める症状（体温、倦怠感、息苦しさ等の症状の有無や変化等）の詳細については、別途整理の上、追って御連絡する予定です。

記

1 自宅療養者に関する情報等

患者 I D（※各保健所において管理用に使用している番号）
患者氏名／ふりがな／性別／生年月日／年齢

患者住所／患者電話番号（自宅電話）／患者電話番号（携帯電話） ／メールアドレス
同居家族氏名／続柄
新型コロナウイルス感染症の診断を行った医療機関（届出医療機関） の名称／所在地／電話番号／診断年月日／担当医師名
妊娠しているかどうか（妊娠している場合、週数）
喫煙の有無、喫煙歴（○歳から○本／日 など）
基礎疾患（糖尿病、高血圧、脂質異常症（高コレステロール血症）、 脳血管疾患、認知症、その他の基礎疾患（自由記載））の有無
服薬中の薬剤（薬剤名）
透析の要否
診断前の臨床経過・治療内容・その他フォローアップを行うに当たっ ての留意事項等
患者の症状急変時の連絡・相談先医療機関名／連絡先

2 自宅療養者等に対する健康相談の実施結果に関する事項

健康相談の実施対象者名（患者 I Dがある場合には患者 I D）
健康相談の実施者（相談回答者氏名、所属）
健康相談の実施日時
受診勧奨を行ったか否か（行った／行っていない）
行った場合は、受診勧奨先医療機関名
受診勧奨先医療機関との調整状況（調整を行った／行っていない、 調整内容）
症状が軽快したことを確認した場合は軽快したと認められる日付
その他、所見

以上

新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップに係る事務に関する契約書（参考例）

【保健所設置自治体名】（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新型コロナウイルス感染症患者在自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和２年４月２日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「自宅療養に係る事務連絡」という。）に沿って行う患者（無症状病原体保有者及び入院待機中の患者を含む。以下同じ。）の健康状態の確認等に係る事務（以下「本件事務」という。）の委託に関して次のとおり契約を締結する。

（委託する事務の内容）

第１条 甲は本件事務及びこれに付随する事務のうち以下のもの（〇〇市〇〇区、〇〇区及び〇〇区に所在する患者に関するものに限る。【保健所管轄区域と異なる形で引き受ける場合に規定。】）（以下「本件委託事務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。乙は、本件委託事務の具体的な実施方法等に関して甲が別途指示した場合には、これに従うものとする。

【※以下の①～③を参考に、各地域において、委託範囲（対象患者を上記の者全てとするか、入院から移行する軽症者等一定範囲に限るかを含む）を調整】

- ① 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する「新型コロナウイルス感染症」をいう。以下同じ。）の患者であると診断を受けた者であって、その自宅において療養するもの（以下「自宅療養者」という。）に対し、自宅療養に係る事務連絡の内容に沿って、健康状態の報告を求めること。なお、当該報告は、電話等情報通信機器を用いることとして差し支えない。
 - ② 自宅療養者及びその家族からの健康管理上の相談に、〇時から〇時までの間【対応可能な時間帯を調整して設定。特定日や曜日等によって異なる設定としてもよい】において、電話等情報通信機器により適切に対応すること。
 - ③ ①又は②の結果、医療機関の受診が必要と判断した場合、又は症状が軽快したことを確認し、自宅療養の終了の検討が必要と判断した場合には、速やかに甲に連絡するとともに、必要な調整（医療機関への事前連絡・調整、交通手段に関すること等）を行うこと。なお、その際、乙自らが、電話等情報通信機器や訪問等により診察等を行って差し支えない。
- ２ 乙は、自宅療養者に対して、本件委託事務は、甲からの委託を受けて、甲が

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき行う職務の遂行を支援するために行うものであり、本件委託事務において取得した情報は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の目的で、甲、国及び他の地方自治体に対して提供されることがあることをあらかじめ説明するものとする。ただし、甲において、当該自宅療養者に対して同旨の説明を行う場合は、この限りでない。

- 3 甲が乙に対し第 1 項各号に定めるもの以外の事務を本件委託事務に含めて委託する場合、又は委託に当たって必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

第 2 条 乙は、前条の規定に基づいて行う事務について、毎日、その実施結果を甲に報告するものとする（電話等情報通信機器を用いて情報を共有できる場合は、それをもって報告したものとみなす。）。乙は、甲が別途報告の内容及び様式等について指示した場合には、これに従うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する報告のほか、随時、乙に対して、本件委託事務に関して甲が指定する内容についての報告を求めることができ、乙はこれに応じるものとする。

（甲の責務）

第 3 条 甲は、乙に対し、本件委託事務及び第 2 条に規定する事務に関する留意点等について説明するとともに、当該事務を遂行するために必要な電話等情報通信機器を貸与し、並びに乙が当該事務を遂行する上で必要な限度において、次の各号に掲げる情報を提供する。

- 一 自宅療養者に関する情報（当該自宅療養者の状態、診療内容、フォローアップを行うに当たっての留意事項等当該患者の診療を行った医療機関からの申し送り事項を含む。）
- 二 当該自宅療養者の急変時の連絡先及び連絡体制に関する情報
- 三 甲が、帰国者・接触者外来、重点医療機関等の新型コロナウイルス感染症に係る入院治療が可能な医療機関等と行った医療提供及び搬送体制に関する調整の内容等患者の医療機関の受診に係る調整上必要となる事項に関する情報（自宅療養者の居住地域を超えて受診に係る調整を行うことが想定される場合には、当該居住地域を超えた範囲の情報を含む。）
- 四 新型コロナウイルス感染症に係る報道内容及び自宅療養時の注意事項等自宅療養者から乙への問い合わせが想定される事項に関する情報
- 五 第 1 条第 2 項の説明を行うために必要となる情報
- 六 前各号に掲げる情報のほか、乙が当該業務を遂行する上で必要となる情報

- 2 甲は、あらかじめ、自宅療養者に対し、乙の業務に関する事項、並びに、前項各号の情報及び乙の業務において取得される情報は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の目的で甲、国及び他の地方自治体に対して提供されることがあることを説明するものとする。

(情報の取扱い)

第4条 乙は、第1条に規定する事務により得た情報及び前条に基づき提供された情報（自宅療養者の個人情報を含む。）を第1条の事務を遂行する目的以外に使用しない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条第3項が定める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項の情報を甲の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、当該自宅療養者の基礎疾患等に係るかかりつけ医又は当該自宅療養者に新型コロナウイルス感染症の診断を下した医師に対して第1項の情報を提供する場合において、次項の規定に違反しない場合は、この限りでない。

- 3 乙は、本件委託業務に関連して取得した個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第23条第1項及び同条第5項が定める場合は、この限りでない。

(報酬)

第5条 甲は、乙の第1条（同条第3項に規定するものを除く。）及び第2条に定める事務の遂行に対する報酬として月額〇〇〇〇円を毎月〇〇日までに支払う（1月に満たない場合は日割りとする。）。交通費・通信費等は別に算出した額を定額支給とする。

- 2 対象人数の大幅な増減等業務量の変化を伴う状況の変化が生じた場合には、甲又は乙の申入れにより、前項の規定について再度協議を行う。申入れを受けた他方当事者は誠実に協議に応ずる。

(補償)

第6条 甲は、乙が本契約に定める事務遂行中又は事務遂行に伴う移動中に、乙に生じた損害について損害賠償責任を負う（第1条③の訪問等による診察等を行った医師等が新型コロナウイルス感染症に感染して就業制限をすることになった場合の休業補償については、過失割合に応じてこれを含み、その額は1日につき〇円を上限とする。【休業補償については医療機関の規模等や自治体の財政力に応じて様々な額が考えられることから個別に協議されたい】）。また、乙が本契約に定める事務遂行中又は事務遂行に伴う移動中に、第三者に

対して損害賠償責任を負った場合は、甲がこれを代償する。ただし、乙の故意又は重大な過失により生じた損害賠償責任についてはこの限りではない。

(契約の有効期間)

第7条 本契約の有効期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。また期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がなければ、本契約と同一の条件で更に〇月間更新されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙が、本契約を解約する場合には、期間満了の1か月前までに、他方当事者に通知する。

3 甲又は乙が、本契約に違反した場合には、他方当事者は契約期間内であっても、書面により通知することにより直ちに本契約を解除できる。

(再委託)

第8条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件委託事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。なお、乙に所属する医師（当該医師を補助する従業者を含む。以下、本条において同じ。）が乙の構成員として本件委託事務を実施する場合については、再委託とはみなさず、乙は当該医師をして本契約の各規定を遵守させなければならない。

(譲渡禁止)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

(反社会的勢力)

第10条 乙は、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力には該当せず、かつ、反社会的勢力との関係を一切有しないことを表明し、保証する。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

2 本契約に係る一切の紛争については、〇〇地方裁判所を甲と乙の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○○知事（○○市長、○○区長） 氏 名 ⑥

乙 （所在地）
（団体名）
（代表者氏名） ⑥